

農村女性起業チャレンジ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、農村女性起業チャレンジ事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、がんばる女性農業者の行う起業活動を支援するため、農村女性起業チャレンジ事業実施要領に基づく事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

1 対象経費

- (1) 新商品開発事業
- (2) 新業務等導入事業
- (3) 販売促進事業
- (4) その他知事が認める事業

2 補助率

事業に要する経費の実支出額と知事が別に定める標準事業費のいずれか低い額の2分の1以内（千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた金額）とする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の様式等は、別記様式1のとおりとする。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 第3条の各事業の種類ごとの対象経費の欄に掲げる事業を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業実施主体を変更すること。
- (3) 事業費の20パーセント以上の変更をすること。

(変更等承認申請書)

第7条 第5条に規定する補助事業の内容の変更、中止もしくは廃止の承認の申請は、変更(中止又は廃止)承認申請書(別記様式2)によるものとする。

2 知事は前項の申請があった場合は、その適否を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書の様式等は、別記様式3のとおりとする。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払)

第10条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、がんばる女性起業発展支援事業費補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 がんばる女性起業発展支援事業費補助金交付要綱により実施し、引き続き本要領のもとで継続実施される事業については、なお従前の例による。